

国土交通省告示第(15・2)号(平成二十年 月 日)

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条第二号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を次のとおり定める。

平成 年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

- 第一 建築士法第十五条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目は次の各号に定めるもののいずれかとする。
    - 一 次のイからホまでに定める科目(以下「必修科目」という。)のすべてを履修した総単位数が二十単位以上となるもの。
      - イ 三単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のイに規定するものをいう。)
      - ロ 二単位以上の建築計画に関する講義若しくは演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のロに規定するものをいう。)
      - ハ 三単位以上の構造力学に関する講義若しくは演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のハに規定するものをいう。)
      - ニ 二単位以上の建築生産に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のニに規定するものをいう。)
      - ホ 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習(国土交通省告示第(14・1)号の第一の一のホに規定するものをいう。)
    - 二 必修科目のすべてを履修した総単位数が二十単位に満たない場合において、当該必修科目のすべてを履修した総単位数と必修科目以外の建築に関する一又は複数の科目の総単位数の合計が二十単位以上となるもの。
  - 第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者については高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとし、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。
- 附則  
この告示は建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日から施行する。